

一項から第三項まで、第二百三十五条第一項及び第二項（第二百六十二条において準用する場合を含む。）、第二百三十九条（第二百六十二条において準用する場合を含む。）並びに第二百五十八条第一項から第三項までの規定による基準

八 法第百十五条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第百三十一条（第百五十四条において準用する場合を含む。）の規定による基準

九 法第五十四条第一項第二号又は第百十五条の四第一項若しくは第二項の規定により、法第五十四条第二項各号及び第百十五条の四第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）抄
 （第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五條の十四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第百十五條の十四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第一項及び第三項から第五項まで、第六条、第八条、第十条、第四十四条から第四十六条まで、第七十条から第七十二条まで、附則第二条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準</p> <p>二 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十八条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号口並びに第七十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四項の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五條の十四第一項の基準及び員数並びに同条第二項の指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

三 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条第二項、第九条第一項及び第四十七條の規定による基準

四 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十一条第一項（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第十二條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第三十三條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第三十七條（第六十四條及び第八十五條において準用する場合を含む。）、第五十三條、第六十七條第二項、第七十七條及び第八十八條

第二項の規定による基準

五 法第百十五條の十四第二項の規定により、同条第三項第五号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第七十三條第一項及び第二項（入居定員に係る部分に限る。）並びに附則第七條の規定による基準

六 法第百十五條の十四第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）抄

（第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第二項及び第四十三条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四十四条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第五十一条（第二百六条において準用する場合に限る。）、第九十四条第三号、第九十四条の二第四号、第六十条第三項（第二百六条において準用する場合に限る。）、第六十二条第三号、第七十二条第三号、第二百三十二条第二項、第二百二十二条及び第二百三十一条の規定による基準</p> <p>二 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二百二十五条の二第一項第三号の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十三条第一項の基準及び同条第二項の指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びにこれらのうち法第三十条第一項第二号イの基準該当事業所が満たすべきものについては、この省令の定めるところによる。</p>

- 三 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第十一条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第三十六条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十条（第四十八条第一項及び第二項、第二百六条並びに第二百二十三条第一項において準用する場合に限る。）、第四十七条（第四十八条第二項において準用する場合を含む。）、第七十三条（第二百六条並びに第二百二十三条第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第八十三条第六項（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第八十五条（第二百二十三条第二項において準用する場合に限る。）、第一百六十条第四項（第二百六条及び第二百二十三条第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る。）、第二百三条第一項及び第二百五条の規定による基準
- 四 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第九十四条の二第二号、第二百五条の二第一項第二号及び第二百二十二条の規定による基準
- 五 法第四十三条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる

事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第五条（第七条において準用する場合を含む。）、第六条（第七条、第百十六条及び第百二十八条において準用する場合を含む。）、第五十条、第五十一条（第八十条、第百五十七条、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第七十八條、第七十九條第二項（第百五十七條、第百六十七條、第百七十七條、第百八十七條及び第百九十九條において準用する場合を含む。）、第八十三條第五項、第百十五條、第百二十七條、第百三十八條、第百三十九條（第百二十九條において準用する場合を含む。）、第百五十六條、第百六十九條第三項（第百七十一條、第百八十四條、第百九十七條及び第百九十二條において準用する場合を含む。）、第百六十六條、第百七十五條、第百七十六條、第百八十六條（第百九十九條において準用する場合を含む。）、第二百八條、第二百五十五條及び第二百十七條の規定による基準

六 法第四十三條第二項の規定により、同條第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準

第五十二條第一項（病室に係る部分に限る。）、第百十七條第四項（居室に係る部分に限る。）及び第五項第一号ハ、第百四十條第五項（居室に係る部分に限る。）（第百十條において準用する場合を含む。）及び第七項第二号（第百十條において準用する場合を含む。）、第百六十八條第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号口並びに附則第十八條（居室に係る部分に限る。）及び第一号口並びに附則第十八條（居室に係る部分に限る。）及び第一号口並びに附則第十八條（居室に係る部分に限る。）

（居室に係る部分に限る。）及び第一号口並びに附則第十八條（居室に係る部分に限る。）及び第一号口並びに附則第十八條（居室に係る部分に限る。）

る。)の規定による基準

七 法第四十三條第二項の規定により、同條第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準第九條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第十一條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第二十七條(第四十三條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第三十六條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第四十條(第四十三條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第二百二十五條、第三百三十六條、第五百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第六十二條第五項、第七十三條(第九十三條、第二百二十五條、第三百五十四條、第六百六十二條、第七百七十一條、第八百八十四條、第九百九十七條、第二百二條並びに第二百十三條において準用する場合を含む。)、第八十三條第六項、第八十五

条（第八十四条において準用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第四十七条第三項、第六十条第四項（第七十一条、第八十四条、第九十七条及び第二百二条において準用する場合を含む。）、第八十九条、第九十条、第九十二条、第二百一条及び第二百十一條第二項の規定による基準

八 法第四十三条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第四十条第四項（第二十條において準用する場合を含む。）、及び第六項（第二十條において準用する場合を含む。）、第二百十四条、第二百十八條並びに附則第十八條（入居定員に係る部分に限る。）の規定による基準

九 法第三十条第一項第二号イ又は第四十三条第一項若しくは第二項の規定により、法第三十条第二項各号及び第四十三条第三項各号に掲げる事項以外の事項について、都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号）抄
 （第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第四十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第四条、第五条、第五条の二第二項、第二十六条第六項、第二十七条第三項及び第四十条第一項の規定による基準</p> <p>二 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第六条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準</p> <p>三 法第四十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第七条、第九条、第二十六条第七項、第二十七条第四項、第二十九条、第三十八条、第四十八条、第四十九条及び第五十四条の規定による基準</p> <p>四 法第四十四条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十四条第一項の基準及び同条第二項の指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当た
って参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定
める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）抄
 （第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、法第八十条第一項に規定する障害福祉サービス事業に係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第五十八条第七項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第五十八条第七項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第六条、第十二条（第三項を除く。）、第三十五条（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第四十二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

合を含む。）、第五十九条、第六十四条、第六十五条、第七十二条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準

二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一條第一項（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八條第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号口の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十一條第五項、第二十八條（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四十二条第六項、第四十四条（第七十条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十七條、第七十八條、第八十条及び第八十七條の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事

項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準

第十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第七十三条、第七十六条第二項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第八十九条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第五十八条（略）

2 5 6（略）

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第五十八条（略）

2 5 6（略）

7 前項の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「中核市」という。）においては、指定都市又は中核市の市長）が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一
三
(略)

一
三
(略)

○ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十五号）抄
 （第十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、地域活動支援センターに係るものは、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条及び第九条の二第二項の規定による基準</p> <p>二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十二条、第十五条及び第十七条の規定による基準</p> <p>三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第七条の規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号（第二号を除く。）に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

○ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十六号）抄
 （第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第三条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第十条の規定による基準</p> <p>二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第九条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第一号ロ並びに附則第二条の規定による基準</p> <p>三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準</p> <p>第</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十条第一項の規定による福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p>

十四条及び第十六条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準
 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

第三条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一〇三 (略)

○ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十七号） 抄
 （第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第二項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条及び第四条第三項において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条及び第四条第三項において「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条、第十一条（第一項第二号口及び第六号口を除く。）、第十二条、第十二条の二第三項、第二十一条第六項及び第二十条第三項の規定による基準</p> <p>二 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条第一項（居室に係る部分に限る。）及び第二項第二号ハの規定による基準</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第八十四条第一項の障害者支援施設の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p>

三 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
第二十一条第七項、第二十二条第四項、第二十四条、第三十三条、第三十九条、第四十条及び第四十三条の規定による基準

四 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準
第九条、第十一条第一項第二号ロ及び第六号ロ並びに第十二条の二第二項の規定による基準

五 法第八十四条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準
この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

第四条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この項において「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この項において「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長)が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、

一
三
(略)

耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
一
三
(略)

○ 児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）抄
 （附則第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p> <p>第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。</p> <p>②③④（略）</p> <p>第二十五条の二十八（略）</p> <p>② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの</p>	<p>第六条 法第十三条第二項第五号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一～十二（略）</p> <p>十三 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十一条第三項に規定する児童指導員であつて、指定施設において二年以上相談援助業務に従事したものであり、かつ、指定講習会の課程を修了したもの</p> <p>第六条の八 法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号の指定の申請は、学校又は施設の設置者が第六条の三第一項各号に掲げる事項を記載した申請書を地方厚生局長等に提出することにより行うものとする。</p> <p>②③④（略）</p> <p>第二十五条の二十八（略）</p> <p>② 法第二十五条の二第六項に規定する厚生労働省令で定めるもの</p>

は、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

三 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

は、児童福祉司たる資格を有する者又はこれに準ずる者として次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 五 (略)

六 児童福祉施設最低基準第二十一条第三項に規定する児童指導員

第三十六条の三十五 法第三十四条の十二に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 児童福祉施設最低基準第三十二条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。）を設けること。

二 児童福祉施設最低基準第三十三条第二項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を置くこと。ただし、当該保育士の数は二人を下ることはできないこと。

三 児童福祉施設最低基準第三十五条の規定に準じ、事業を実施すること。

四 (略)

第三十六条の三十八 法第三十四条の十五に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設の設備及び運営に
 関する基準第三十五条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に
 留意して、保育する乳幼児の状態に応じた保育を行わせること
 。

七・八 (略)

② 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七条、第七条の二
 、第九条、第九条の二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十
 一条第二項及び第三項、第十二条第一項及び第三項から第五項ま
 で、第十四条の二並びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は
 、家庭的保育事業について準用する。この場合において、次の表
 の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ
 れ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表 (略)

第三号様式 裏

児童福祉法 (抄)

第十八条の十六 (略)

第三十四条の四 (略)

第三十四の十三 (略)

六 市町村は、家庭的保育者に、児童福祉施設最低基準第三十五
 条の規定に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する
 乳幼児の状態に応じた保育を行わせること。

七・八 (略)

② 児童福祉施設最低基準第七条、第七条の二、第九条、第九条の
 二、第十条第一項、第二項及び第四項、第十一条第二項及び第三
 項、第十二条第一項及び第三項から第五項まで、第十四条の二並
 びに第十四条の三第一項及び第三項の規定は、家庭的保育事業に
 ついて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令
 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ
 る字句に読み替えるものとする。

表 (略)

第三号様式 裏

児童福祉法 (抄)

第十八条の十六 (略)

第三十四条の四 (略)

第三十四の十三 (略)

第三十四条の十六 (略)

②④ (略)

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第四号様式 裏

児童福祉法第十八条の十六 (略)

児童福祉法第三十四条の四 (略)

児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の

第三十四条の十六 (略)

②④ (略)

第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②④ (略)

第四号様式 裏

児童福祉法第十八条の十六 (略)

児童福祉法第三十四条の四 (略)

児童福祉法第四十六条 都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務

福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 (略)

に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②～④ (略)

児童福祉法第五十九条の五 (略)

○ 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）抄
 （附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（既存病床数及び申請病床数の補正）</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみを診療所を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（</p>	<p>（既存病床数及び申請病床数の補正）</p> <p>第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合において、都道府県知事が当該申請に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たつて行わなければならない補正の標準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみを診療所を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設若しくは児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省</p>

昭和二十三年厚生省令第六十三号) 第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号) 第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

算定式 (略)

二〇五 (略)

2.3 (略)

令第六十三号) 第四十八条第二号若しくは第六十八条第一号に規定する施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号) 第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、 0.05 以下であるときは 0)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定すること。

算定式 (略)

二〇五 (略)

2.3 (略)

○ 国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）抄
 （附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） 第七十七条の六（略） 一～二十八（略） 二十九 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号に規定する学校その他の養成施設</p>	<p>（令第六条の六第八号、第十一条の七第五号及び第十一条の八第八号に規定する厚生労働省令で定める教育施設） 第七十七条の六（略） 一～二十八（略） 二十九 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第一号に規定する学校その他の養成施設</p>

○ 薬剤師法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五号）（抄）
 （附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（調剤の場所） 第十三条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同法第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同法第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）</p> <p>ロ ホ （略）</p>	<p>（調剤の場所） 第十三条 （略）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次に掲げる施設の居室</p> <p>イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第二号に規定する第一種自閉症児施設を除く。）、同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同法第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園施設を除く。）、同法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設（同法第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設に限る。）及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設（入所させて指導する施設に限る。）</p> <p>ロ ホ （略）</p>

○ 健康保険法等の一部を改正する法律健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）抄
 （附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>目次</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）</p> <p>第二～第五章 （略）</p> <p>第一章 趣旨及び基本方針</p> <p>（趣旨）</p> <p>第一条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の健康保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）<u>第三百十条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に</u>応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 <u>法</u>第三百十条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準</p> <p>第二条、第二十二條（第五十条において準用する場合を含む）</p>
<p>現行</p>	<p>目次</p> <p>第一章 基本方針（第一条）</p> <p>第二～第五章 （略）</p> <p>第一章 基本方針</p> <p>（新設）</p>

- 。)、第四十八条第二項及び第三項、附則第四条から附則第六条まで、附則第十八条並びに附則第十九条の規定による基準
- 二 法第一百十条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
- 第三条第二項第二号、第四条第二項第二号、第五条第二項第二号、第三十九条第二項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)、第四十条第二項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。及びに第四十一条第二項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。))の規定による基準
- 三 法第一百十条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準
- 第六条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第六条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第十四条第四項及び第五項、第十六条(第五十条において準用する場合を含む。)、第十八条第七項、第三十条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十四条(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項及び第七項並びに第四十四条第八項の規定による基準
- 四 法第一百十条第一項又は第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 (略)

(受給資格等の確認)

第七条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並び

に設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下「ユニット」といふ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」といふ。））に入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準については、この章に

(基本方針)

第一条 (略)

(受給資格等の確認)

第七条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」といふ。）第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければならない。

第五章 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並び

に設備及び運営に関する基準

第一節 この章の趣旨及び基本方針

(この章の趣旨)

第三十七条 第一章、第三章及び前章の規定にかかわらず、ユニット型指定介護療養型医療施設（施設の全部において少数の病室及び当該病室に近接して設けられる共同生活室（当該病室の入院患者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」といふ。））に入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるとこ

定めるところによる。

ろによる。

○ 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令（平成十一年厚生省令第四十
二号）抄
（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の規定</p> <p>八〇三十三（略）</p>	<p>介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条第一項に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>七 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の規定</p> <p>八〇三十三（略）</p>

○ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）抄
 （附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条（略） 一、四十二（略） 四十三 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関する事。</p> <p>（指導養成課の所掌事務） 第七百十三条（略） 一、十五（略） 十六 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第二十八条第一号、第四十三号第一号</p>	<p>（健康福祉部の所掌事務） 第七百七条（略） 一、四十二（略） 四十三 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第二十八条第一号、第四十三号第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関する事。</p> <p>（指導養成課の所掌事務） 第七百十三条（略） 一、十五（略） 十六 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三号第一号及び第八十二条第三</p>

及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条（略）

一〇十八（略）

十九 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設の設備及び運営に關する基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条（略）

一〇十八（略）

十九 児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に關すること。

○ 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）抄
 （附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>	<p>（児童福祉施設最低基準の特例）</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。以下この条において同じ。）であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものについて、法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所における児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>

○ 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）抄
 （附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 （略） 一～九 （略） 十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設 ハ （略）</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 （厚生労働省令で定める特定整備施設） 第五条 （略） 一～九 （略） 十 前各号に掲げる施設に類する施設で次に掲げるもの イ 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第三号に規定する第二種自閉症児施設 ロ 児童福祉施設最低基準第六十八条第三号に規定する肢体不自由児療護施設 ハ （略）</p>